

第2章 殺人事件の動向

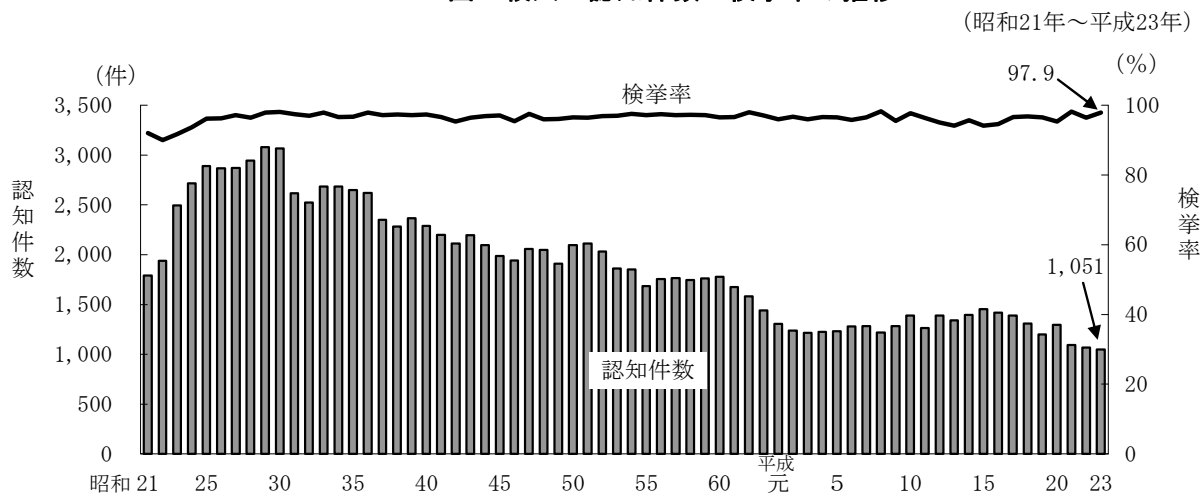
本章では、統計資料等に基づいて殺人事件の動向と処遇の概要を見る。本研究の調査分析の対象は、無差別殺傷事犯であるが、その前提として、我が国における殺人事件の動向と、殺人の事犯者に対する処遇を概観しておくことは有意義であり、無差別殺傷事犯の特徴を把握する手がかりとなると考えられる。

第1節 殺人事件の発生状況

戦後の殺人事件の認知件数と検挙率の推移を見ると、**2-1-1図**のとおりである。認知件数は、昭和29年の3,081件がピークであり、その後、平成元年頃まで、緩やかに減少傾向を示した。さらに、その後は、20年まで約1,200件～1,450件とおおむね横ばいの状態が続き、21年以降は、やや件数が減少し、1,000件～1,100件の殺人事件の発生が認知されている。刑法犯、一般刑法犯の認知件数が、平成8年から毎年戦後最多を更新し、14年にピークを迎え、それぞれ平成元年の約1.6倍、約1.7倍となった後、いずれも15年から減少に転じ、平成元年と同水準以下に戻った（平成24年版犯罪白書第1編第1章第1節参照）のと異なり、平成元年以降の殺人事件の発生状況は特に大きな変動がない。

検挙率は、戦後一貫して安定して高水準であり、90.0%～98.3%の間で推移している。

2-1-1図 殺人 認知件数・検挙率の推移

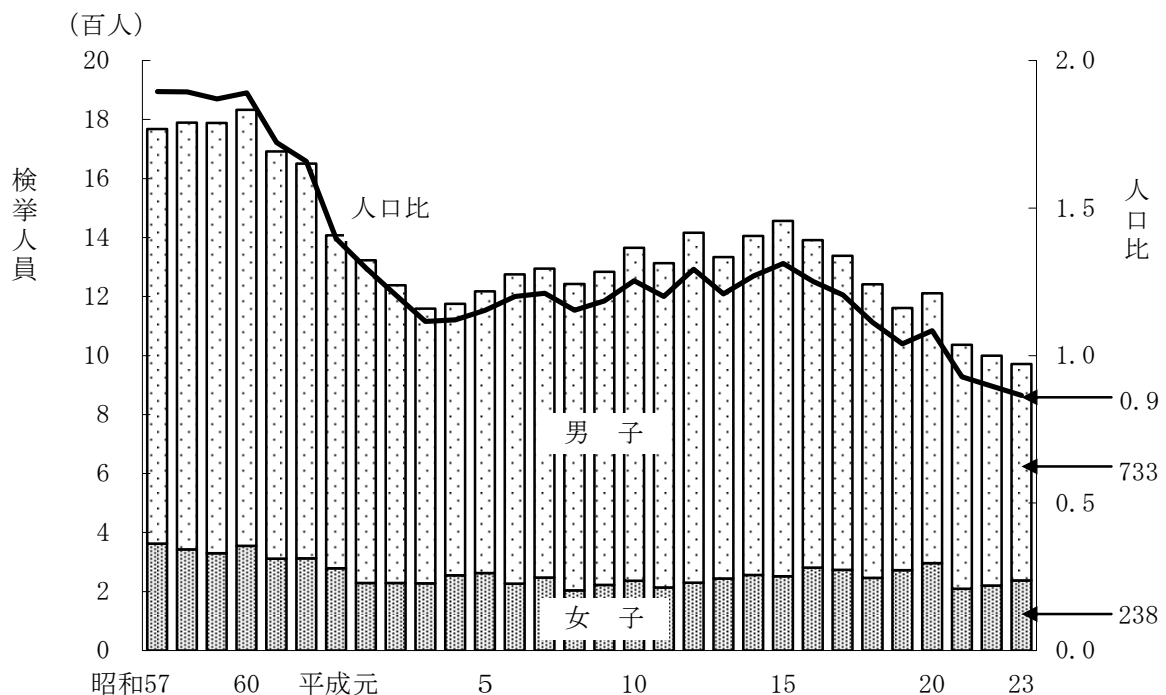


注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の少年による触法行為を含む。

2-1-2図は、殺人による検挙人員について、男女別の人員及び人口比（人口10万人当たりの検挙人員）の推移を見たものである。人口比は、昭和60年以降低下し、平成元年以降は1.0付近で推移している。また、男女別では、男子が多いものの、女子の比率も平成23年において24.5%に及んでいる。

2-1-2図 殺人 検挙人員（男女別）・人口比の推移

(昭和57年～平成23年)

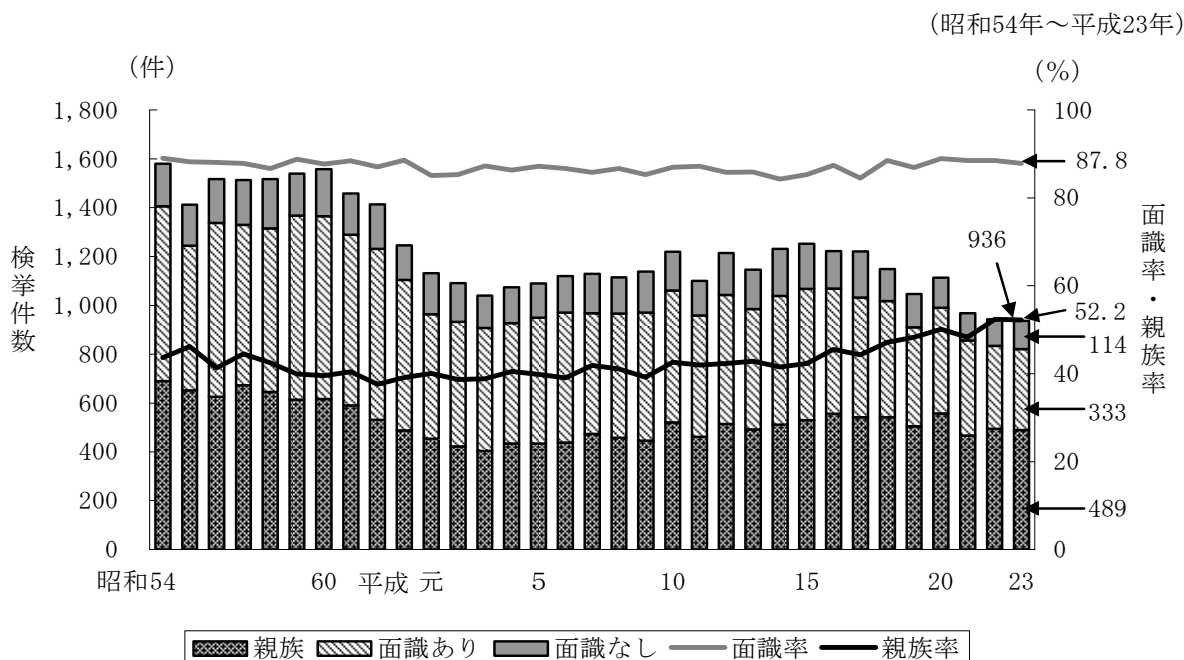


- 注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
- 注 2 「人口比」は、14歳以上の人口10万人当たりの殺人検挙人員である。

2-1-3図は、昭和54年以降の殺人について、被疑者と被害者の関係別の検挙件数並びに親族率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族である事件の比率）及び面識率（検挙件数に占める被害者が被疑者の親族又は親族以外の面識者である事件の比率）の推移を見たものである。昭和54年から平成15年までは、ほとんどの年で親族以外の面識者に対する事件が親族に対する事件よりも多かったが、16年以降は逆転し、親族に対する事件が最も多くなっている。

親族率は、平成16年から上昇傾向にある（23年は52.2%）。面識率は、昭和54年以降のほとんどの年で80%台後半であり、おおむね横ばいで、非常に高い水準で推移している。逆に言えば、検挙件数に占める面識のない相手に対する殺人事件の比率は10%強と低い水準である。

2-1-3 図 殺人 被疑者と被害者との関係別検挙件数・面識率・親族率の推移

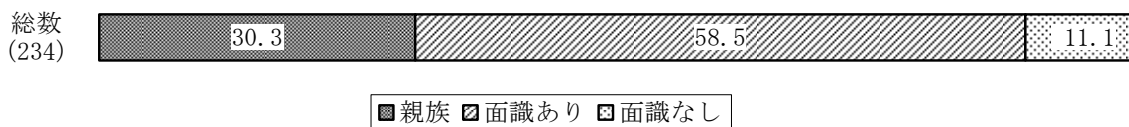


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 殺人予備を除く。
 4 一つの事件で複数の被害者がいる場合は、主たる被害者について計上している。
 5 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。
 6 「面識率」は、検挙件数に占める被害者が被疑者の親族又は親族以外の面識者である事件の比率である。
 7 「親族率」は、検挙件数に占める被害者が被疑者の親族である事件の比率である。

このように、面識のない相手に対する殺人事件の比率が低いのは、動機とも関連していると考えられる。平成22年版犯罪白書において、殺人等の重大事犯者について特別調査（以下、「平成22年調査」という。）を行ったが、2-1-4 図は、同調査における殺人の調査対象者について、主たる被害者（犯行による被害が最も大きい被害者をいう。）との関係別の構成比と、その関係別に主たる犯行動機を見たものである（なお、同調査における対象者は、平成12年上半期（1～6月）に刑事施設を出所した者であり、それらの者が行った殺人事件は、それよりも相当期間前に発生したものであるから、近年の殺人事件とは被疑者と被害者の関係別の件数に差異がある。）。その結果、殺人事件の動機として多いのは、憤まん・激情、報復・怨恨、暴力団の勢力争い等、痴情・異性関係トラブル、介護・養育疲れであったが、それらのいずれの動機においても、面識のない相手に対する事件は最も少なかった。親族、面識のある相手との関係における問題が殺人の動機を抱く契機・原因となることが多く、面識のない相手に対して殺人事件の動機を有するに至ることは比較的少ないと考えられる。

2-1-4図 殺人 主たる被害者との関係と動機(平成22年版犯罪白書特別調査)

① 主たる被害者との関係別構成比



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 殺人予備及び被害者が不詳の場合を除く。
 3 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。
 4 ()内は、実人員である。

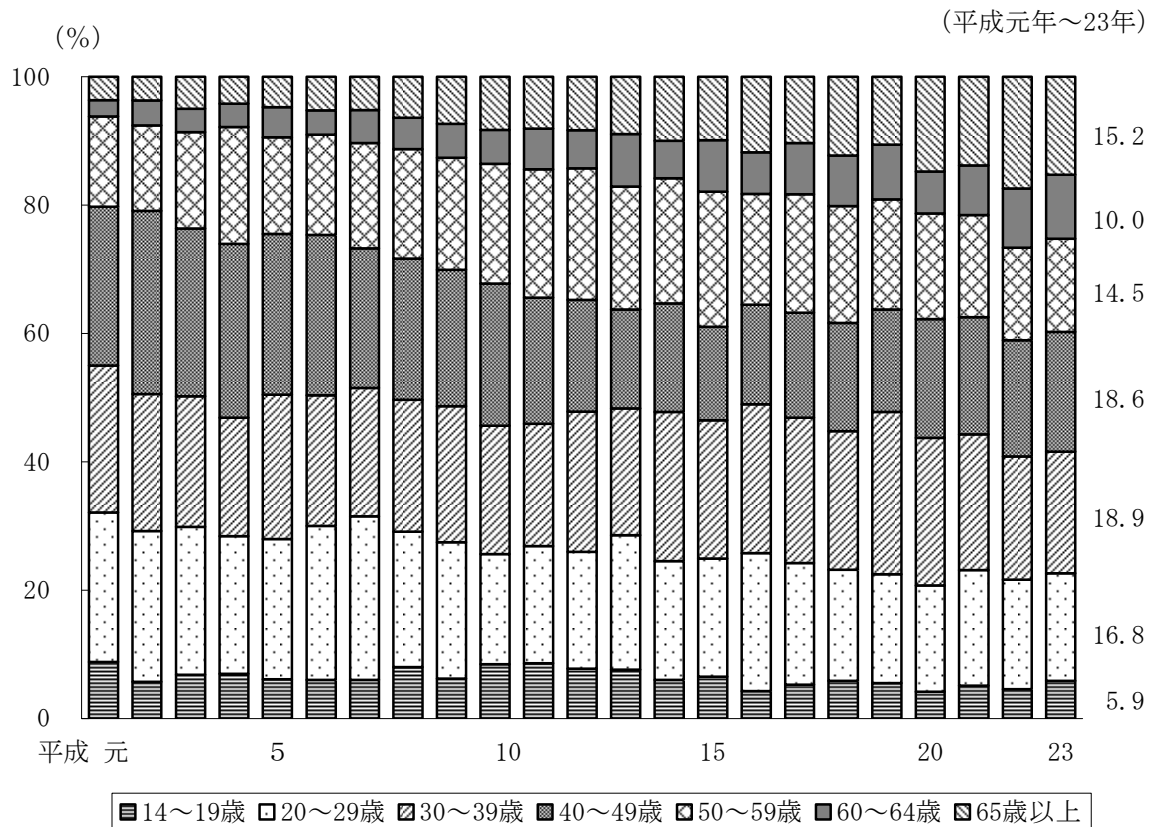
② 主たる動機・被害者との関係別人員

| 区分 | 総数 | 主たる被害者との関係 | | | |
|-------|-------------|------------|------|------|----|
| | | 親族 | 面識あり | 面識なし | 不詳 |
| 主たる動機 | 憤まん・激情 | 23 | 61 | 14 | 2 |
| | 報復・怨恨 | 8 | 19 | - | - |
| | 痴情・異性関係トラブル | 5 | 17 | - | - |
| | 利欲目的 | 1 | 5 | 2 | - |
| | 暴力団の勢力争い等 | - | 18 | 4 | 2 |
| | 検挙逃れ・口封じ | - | 2 | 4 | - |
| | 介護・養育疲れ | 19 | - | - | - |
| | 心中企図 | 5 | - | - | - |
| | 虐待・折かん | 3 | 2 | 1 | - |
| | 被害者の暴力等に対抗 | 11 | 3 | 8 | - |
| | その他 | 13 | 5 | 6 | 2 |
| 総数 | 238 | 71 | 137 | 26 | 4 |

- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 「暴力団の勢力争い等」は、暴力団内のトラブル及び暴走族間(内)のトラブル等を含む。
 3 「その他」は、本人に直接の動機がなく共犯者に従属して犯行に及んだもの、被害者の囑託、動機不明等を含む。
 4 「面識あり」は、友人・知人、職場関係者、交際相手等の面識者をいい、親族を含まない。

2-1-5図は、平成元年以降の殺人の検挙人員の年齢層別構成比の推移を見たものである。近年、65歳以上の高齢者の検挙人員の構成比が上昇している。また、一般刑法犯と比べて、殺人の検挙人員の特徴として、少年（14～19歳）の構成比が小さく、30～49歳の区分の構成比が大きいことが挙げられる（なお、一般刑法犯における年齢層別検挙人員の推移について、平成24年版犯罪白書1-1-1-5図参照）。

2-1-5図 殺人 検挙人員の年齢層別構成比の推移



注 1 警察庁の統計による。
 2 犯行時の年齢による。

2-1-6表は、殺人の検挙事件について、動機・原因別構成比の上位10位を見たものである。平成10年、15年、20年、23年のいずれにおいても、憤怒、怨恨が上位2位を占め、両方で約半数となる。これに対し、介護・看病疲れ、子育ての悩みといった家族間の問題が20年において上位10位に登場しているが^(注2)、それとともに、動機不明と異常めいてい・精神障害等を併せた構成比が最近上昇しており、23年においては10.4%に及んでいる。

2-1-6表 殺人（検挙事件）の動機・原因

(平成10年、15年、20年、23年)

| 順位 | 平成10年 | | 平成15年 | | 平成20年 | | 平成23年 | | |
|----|--------------|-------|--------------|--------|--------------|-------|--------|--------------|------|
| | 動機・原因 | 構成比 | 動機・原因 | 構成比 | 動機・原因 | 構成比 | 動機・原因 | 構成比 | |
| 1 | 憤怒 | 41.5% | 憤怒 | 44.4% | 憤怒 | 41.9% | 憤怒 | 43.4% | |
| 2 | 怨恨 | 17.7% | 怨恨 | 16.2% | 怨恨 | 17.9% | 怨恨 | 15.8% | |
| 3 | 痴情 | 7.0% | 痴情 | 5.0% | 痴情 | 4.8% | 同率 | 動機不明 | 5.7% |
| 4 | 異常めいてい・精神障害等 | 5.7% | 異常めいてい・精神障害等 | 4.5% | 異常めいてい・精神障害等 | 4.6% | | 介護・看病疲れ | 5.7% |
| 5 | 生活困窮 | 2.7% | その他の利欲 | 2.7% | 介護・看病疲れ | 4.3% | 同率 | 異常めいてい・精神障害等 | 4.7% |
| 6 | 動機不明 | 2.3% | 動機不明 | 2.7% | 生活困窮 | 4.1% | | 子育ての悩み | 3.2% |
| 7 | その他の利欲 | 2.0% | 生活困窮 | 2.6% | 動機不明 | 3.0% | 同率 | 痴情 | 3.2% |
| 8 | 服従迎合 | 1.4% | 服従迎合 | 2.2% | 子育ての悩み | 2.8% | | 生活困窮 | 2.8% |
| 9 | 債務返済 | 1.2% | 債務返済 | 1.9% | その他の利欲 | 2.1% | その他の利欲 | 1.2% | |
| 10 | 自己顕示 | 1.1% | 同率 | 保険金目当て | 1.7% | 債務返済 | 0.8% | 性的欲求 | 0.9% |
| | | | 自己顕示 | 1.7% | | | | | |

注 1 警察庁の統計による。

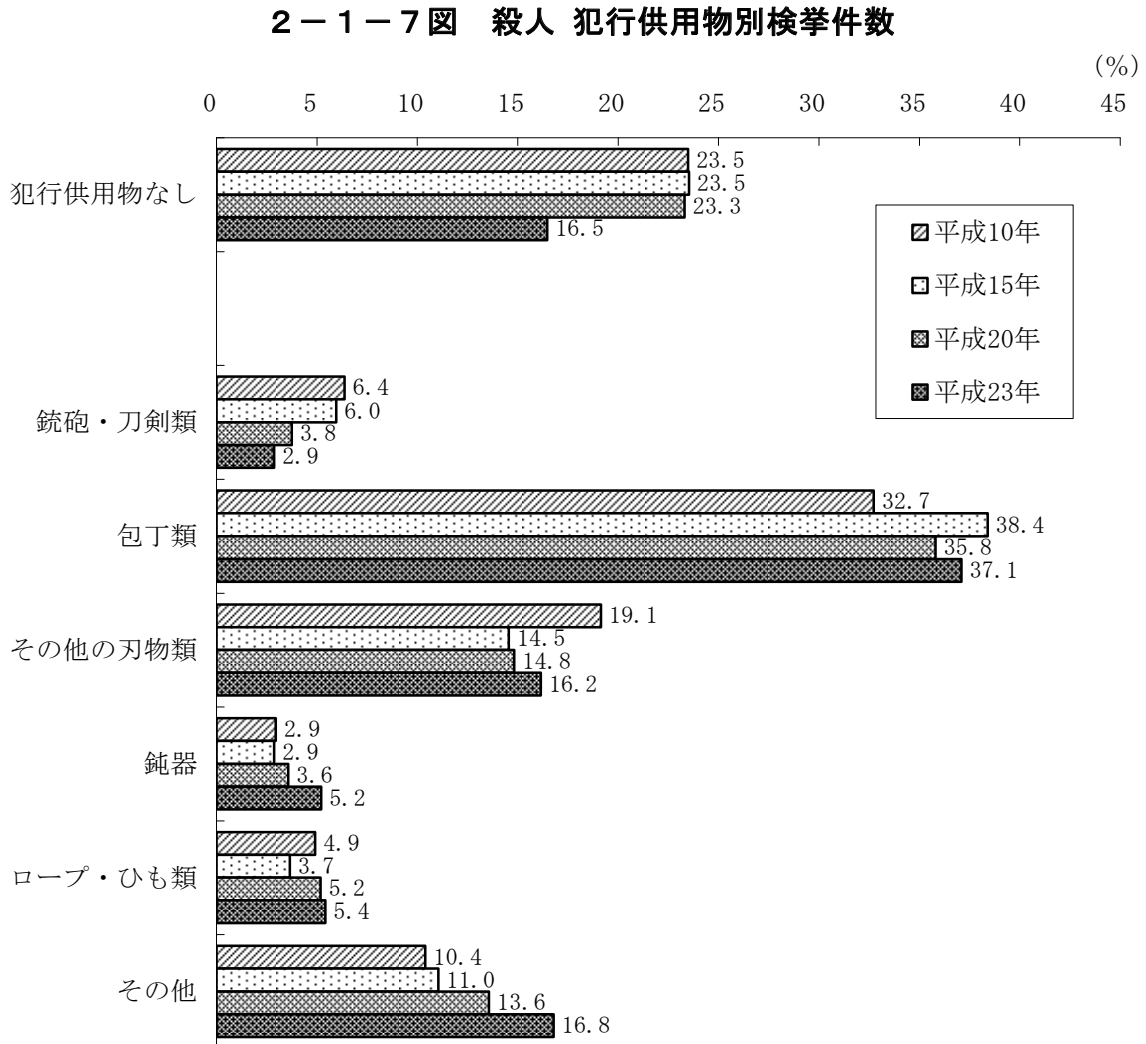
2 「異常めいてい」は、アルコールの影響により極度の興奮又は錯乱が見られる状態にあることをいう。

3 「介護・看病疲れ」及び「子育ての悩み」は、平成20年から追加された。

4 各年ごとに構成比の高い動機の順に第10位までを掲載している。

注2 「介護・看病疲れ」と「子育ての悩み」は、平成19年から統計項目に取り入れられたものであり、それ以前においては「その他」に含まれていた。

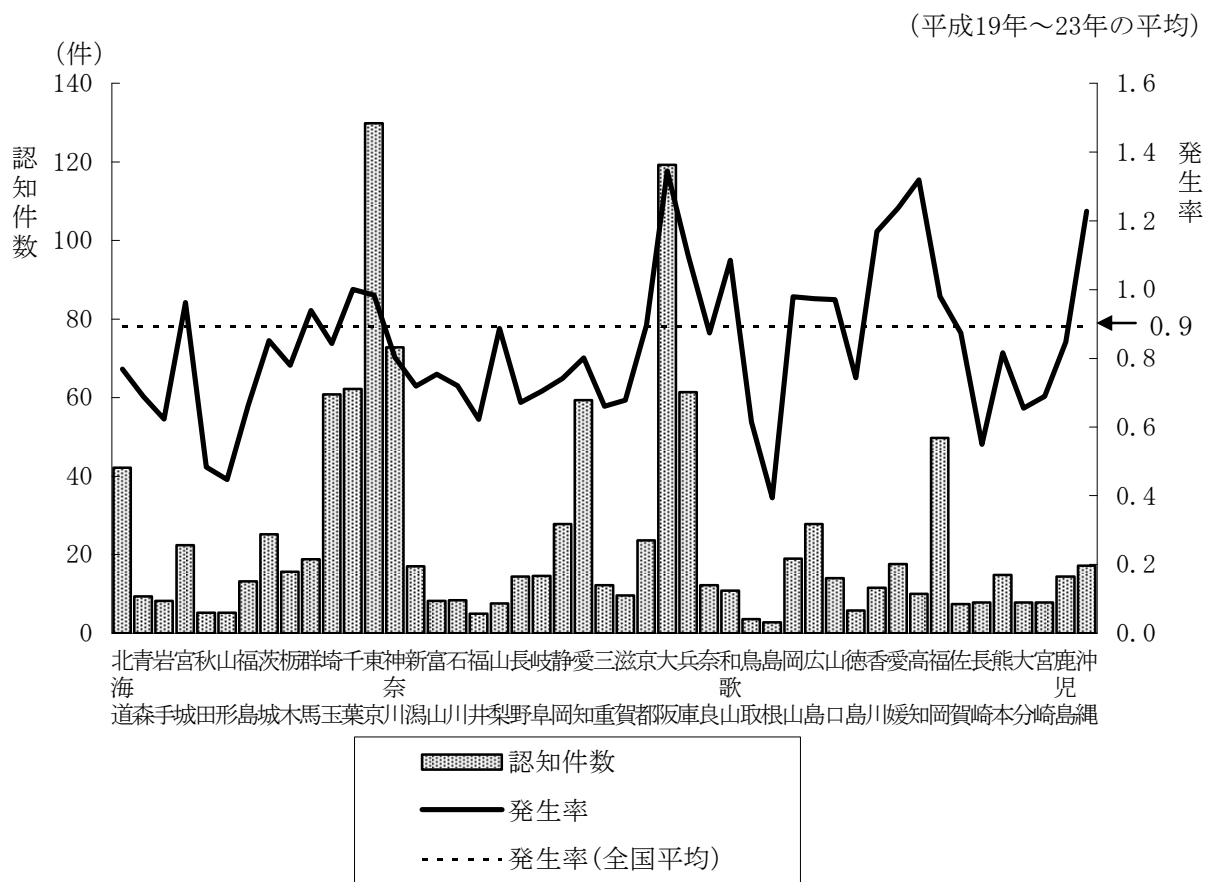
2-1-7図は、殺人について、犯行供用物別の検挙件数を見たものである。平成10年、15年、20年、23年のいずれの年においても、包丁類、その他の刃物類の構成比が高く、その両方で約半数を占めている。



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 各年の殺人検挙件数に占める各犯行供用物使用件数の比率である。
 3 一つの事件で数種類の供用物が使用されている場合は、それぞれの供用物（2種類を限度とする。）に計上している。
 4 「銃砲・刀剣類」は、模造及び模擬を含む。
 5 「鈍器」は、バール、ハンマー及び鉄器・こん棒類である。ただし、平成10年及び15年は、バール及びハンマーを含まない。
 6 「ロープ・ひも類」は、ガムテープを含む。
 7 「その他」は、毒劇物、火薬類、危険物等である。

2-1-8図は、平成19年から23年までの都道府県別の殺人事件の発生状況を見たものである。同期間の認知件数の平均を見ると、東京都及び大阪府が多い。この2府都は人口が多いため、殺人事件の発生率（人口10万人当たりの殺人事件の認知件数）で見ると、大阪府については発生率も高いが、高知県も同程度に高い。そのほか、発生率が1.0を超えている県は、千葉県、兵庫県、和歌山県、香川県、愛媛県、沖縄県であり、人口が少ない県においても、発生率が高い県が散見される。

2-1-8図 殺人 都道府県別発生状況（認知件数・発生率）



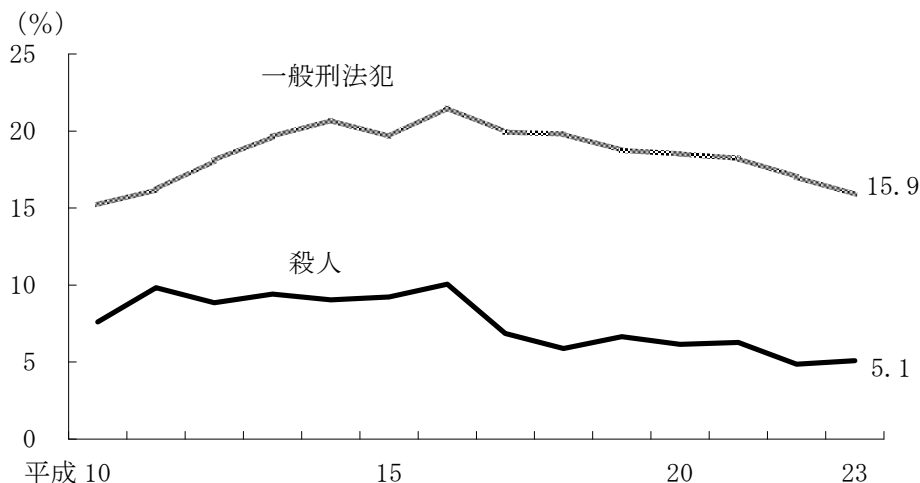
注 1 警察庁の統計及び総務省統計局の人口資料による。
 2 発生率は、人口10万人（平成23年）当たりの認知件数(19年から23年の平均値)の比率である。

2-1-9図は、平成10年以降の一般刑法犯及び殺人における共犯率の推移を見たものである。

一般刑法犯の共犯率は15.2%~21.5%の間で推移しているが、殺人の共犯率は、一般刑法犯に比べると低く、4.9%~10.0%の間で推移している。

2-1-9図 殺人・一般刑法犯の共犯率の推移

(平成10年~23年)



- 注 1 警察庁の統計による。
 2 捜査の結果、犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件を除く。
 3 「共犯率」は、検挙件数に占める共犯による事件数の比率である。

2-1-10図は、平成10年以降の殺人における再犯者率、有職者率、暴力団構成員等率を見たものである。

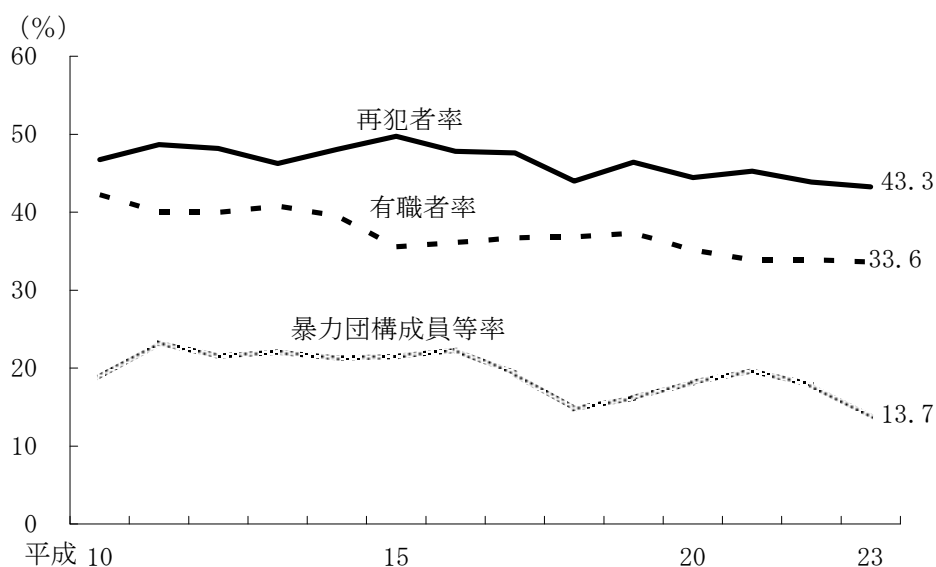
再犯者率は、43.3%～49.7%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち約4割から5割の者が、以前に刑法犯又は道路交通法を除く特別法犯により検挙された経歴がある。

有職者率は、33.6%～42.2%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち約3割から4割の者が、犯行時に職業に就いている。

暴力団構成員等率は、13.7%～23.2%の間で推移しており、殺人で検挙される者のうち、暴力団構成員等である者は1割強から2割強である。

2-1-10図 殺人 再犯者率・有職者率・暴力団構成員等率の推移

(平成10年～23年)

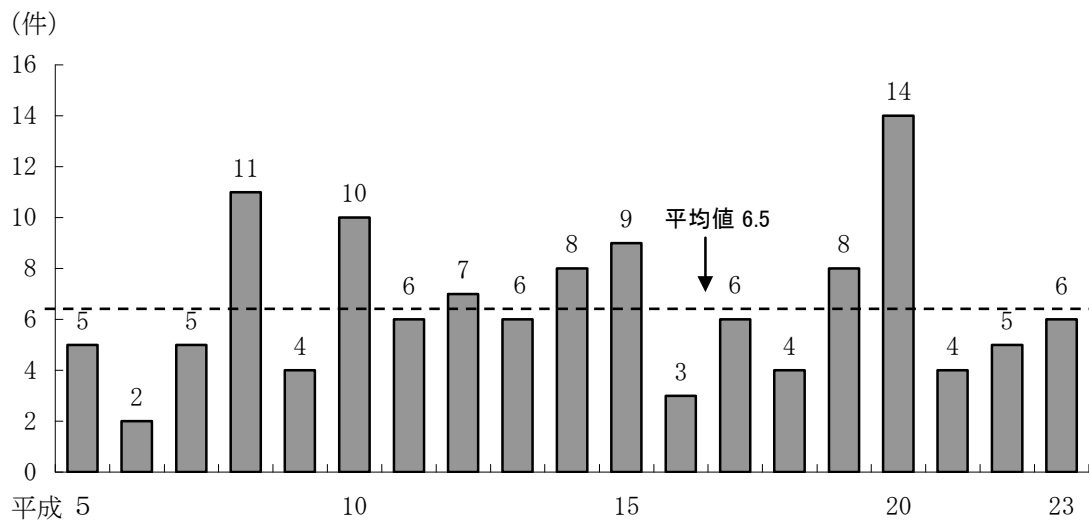


- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「再犯者」は、前に刑法犯又は道路交通法違反を除く特別法犯により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいい、「再犯者率」は、検挙人員に占める再犯者の比率である。
 3 「有職者率」は、検挙人員に占める有職者の比率である。
 4 「暴力団構成員等」は、暴力団の構成員及び準構成員をいい、「暴力団構成員等率」は、検挙人員に占める暴力団構成員等の比率である。

2-1-11図は、平成5年以降の通り魔殺人事件（人の自由に出入りできる場所において、確たる動機がなく通りすがりに、不特定の者を、凶器を使用するなどして殺害する事件をいい、未遂を含む。）の認知件数の推移を見たものである。最少が6年の2件であり、最多が20年の14件である。増減に関する明確な傾向はなく、年による変動が大きい。

2-1-11図 通り魔殺人事件の認知件数の推移

(平成5年～23年)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 「通り魔殺人事件」は、人の自由に出入りできる場所において、確たる動機がなく通りすがりに、不特定の者を、凶器を使用するなどして殺害する事件をいい、未遂を含む。

第2節 殺人事件の捜査・裁判

本節では、殺人事犯者に対する捜査から裁判に至るまでの処遇（取扱い）の状況について、平成10年以降の推移を見る。

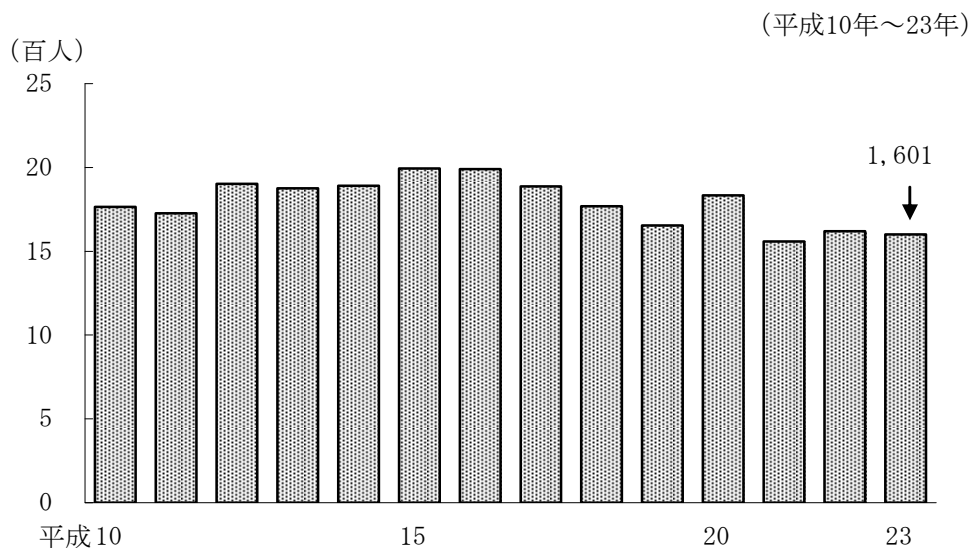
なお、平成16年法律第156号による刑法改正（平成17年1月1日施行）により、有期の懲役の法定刑の上限が15年から20年に引き上げられるとともに、殺人についての法定刑の下限が懲役3年から5年に引き上げられた。また、平成22年法律第26号により、刑法及び刑事訴訟法が改正され、公訴時効の対象から殺人が除外され、刑の時効の対象から死刑が除外されるとともに、懲役の刑の時効の期間が延長された。

1 捜査・起訴

2-2-1図は、平成10年以降の検察庁における殺人による新規受理人員の推移を見たものである。

平成10年以降緩やかに増加し、15年に1,993人とピークを迎えた後、緩やかに減少している。10年以降の累計で少年の比率は4.5%であり、少年に限った推移を見ると、10年から23年にかけて約半数余りに減少している。

2-2-1図 殺人 検察庁新規受理人員の推移

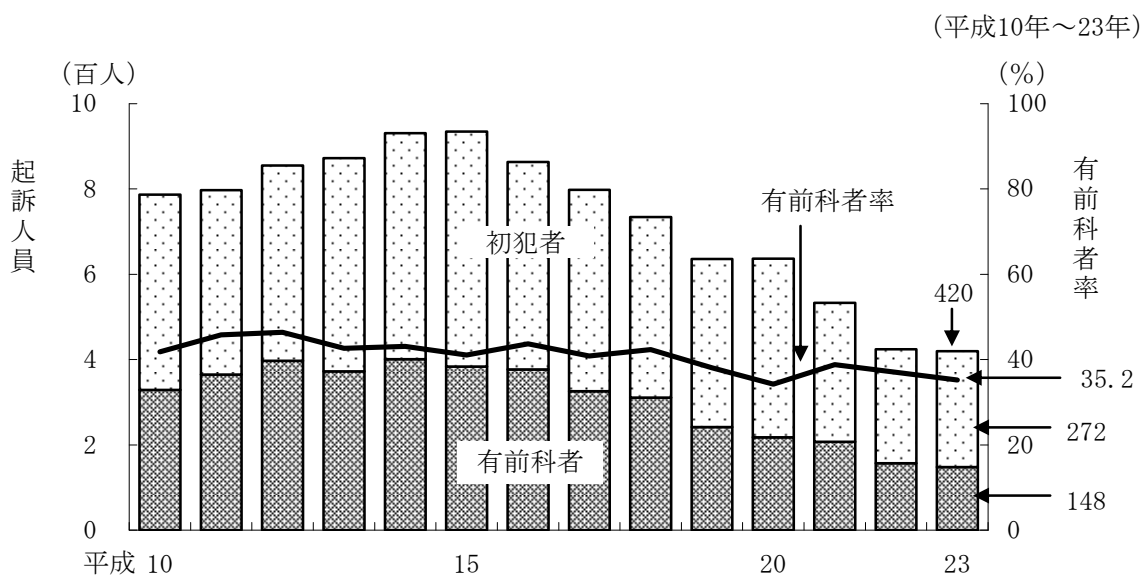


注 検察統計年報による。

初犯者、有前科者（初犯者とは「罰金以上の刑に係る前科を有しない者」をいい、有前科者とは「罰金以上の刑に係る前科を有する者」をいう。）の別に、平成10年以降の殺人による起訴人員及び有前科者率（起訴人員に占める有前科者人員の比率をいう。）の推移を見ると、**2-2-2図**のとおりである。

殺人による起訴人員は、平成10年以降緩やかに増加し、15年に935人となったが、その後減少しており、23年は420人と15年の半数未満となった。有前科者率は、23年において35.2%であり、一般刑法犯全体（23年の一般刑法犯起訴人員における有前科者率は52.1%である。平成24年版犯罪白書4-6-2-1表参照）に比べて低い。10年以降の有前科者率の推移を見ると、一般刑法犯では、おおむね横ばいであるのに対し、殺人では、緩やかな低下傾向がうかがえる。

2-2-2図 殺人 起訴人員（初犯者・有前科者別）・有前科者率の推移



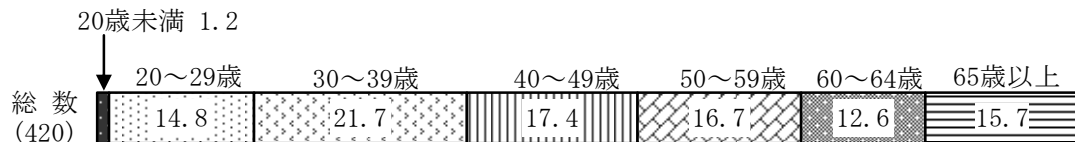
- 注 1 検察統計年報による。
 2 法人及び前科の有無が不詳の者を除く。
 3 「初犯者」は、罰金以上の刑に係る前科を有しない者をいい、「有前科者」は罰金以上の刑に係る前科を有する者をいう。
 4 「有前科者率」は、起訴人員に占める有前科者人員の比率である。

2-2-3図は、平成23年における殺人による起訴人員の年齢層別構成比を見たものである。

少年の比率が低いほか、特に年齢層による大きな偏りはなく、いずれの年齢層においても起訴されている。

2-2-3図 殺人 起訴人員の年齢層別構成比

(平成23年)



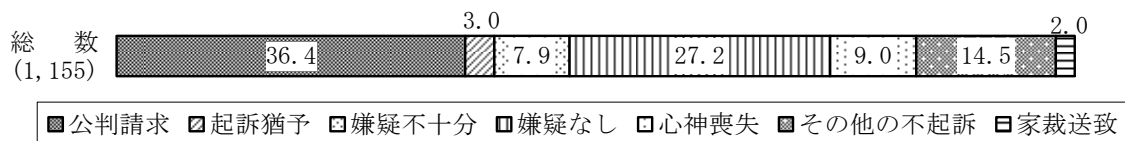
- 注 1 検察統計年報による。
 2 犯行時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

2-2-4図は、平成23年における検察庁の殺人による終局処理人員の処理区分別構成比を見たものである。

公判請求の構成比が最も高く、起訴猶予の構成比は低い。また、心神喪失の構成比が9.0%であり、精神の障害により事物の理非善悪を弁識する能力又は弁識に従って行動する能力が欠如していたと判断された殺人の被疑者が1割に近い割合で存在している。

2-2-4図 殺人 検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

(平成23年)



- 注 検察統計年報による。

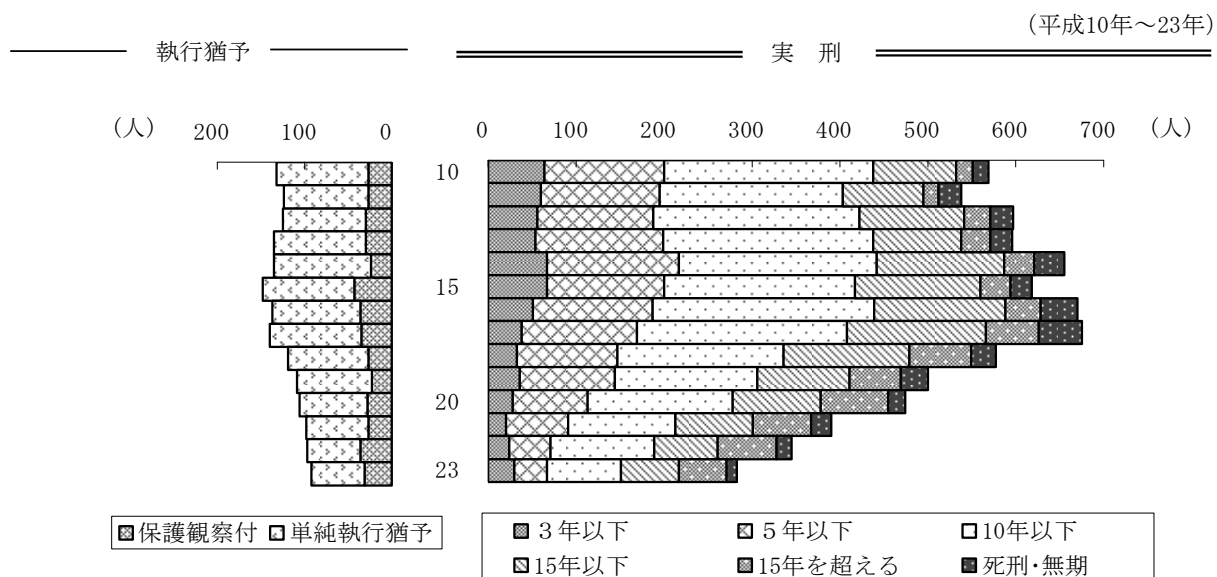
2 裁判

2-2-5図は、平成10年以降の通常第一審における殺人の有罪人員とその科刑状況を見たものである。

有罪人員は、平成10年の701人から緩やかに増加傾向を示し、17年に815人となった後、減少しており、23年は375人であった（なお、殺人（殺人予備を除く。）については、21年5月21日以降、裁判員制度が開始されており、必要的な公判前整理手続が行われている。）。

死刑・無期の言渡しを受けた人員は、平成10年の18人から増加して、17年に49人となったが、その後減少して、23年は12人となった。15年以上の有期懲役の言渡しを受けた人員は、10年の19人から大きく増加し、18年に70人となったが、その後やや減少し、23年は54人であった。

2-2-5図 殺人 通常第一審における科刑状況の推移

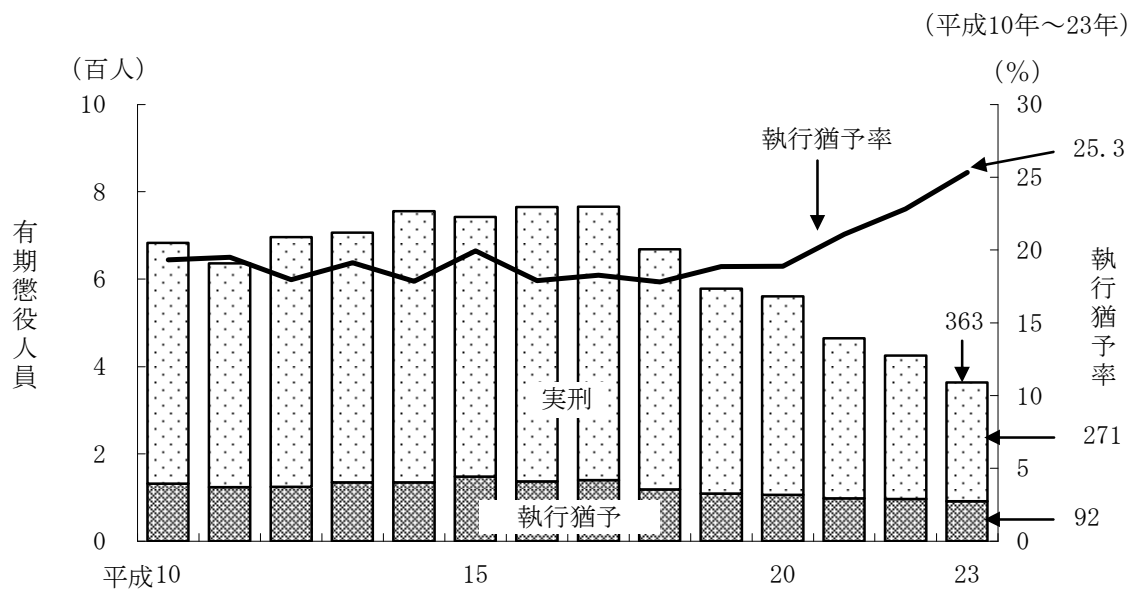


- 注 1 司法統計年報による。
 2 罰金、拘留及び科料を除く。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

2-2-6図は、平成10年以降の通常第一審における殺人で有期懲役の刑の言渡しを受けた者について、実刑、執行猶予別の人員と執行猶予率（有期の懲役刑の言渡しを受けた人員に占めるその執行が猶予された者の比率）を見たものである。

平成18年以降、実刑の人員が減少し、執行猶予率が上昇している。23年における執行猶予率は、25.3%である（全罪名では58.2%、平成24年版犯罪白書2-3-2-1表参照）。

2-2-6図 殺人 有期懲役人員（実刑・執行猶予別）・執行猶予率の推移

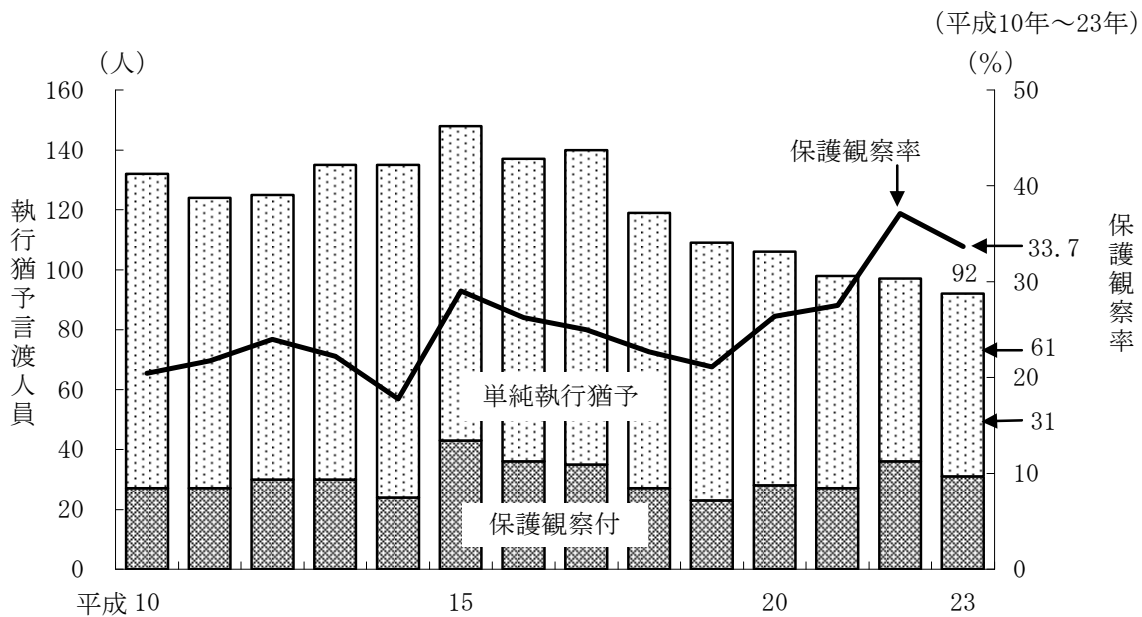


- 注 1 司法統計年報による。
 2 「執行猶予率」は、有期懲役人員に占める執行猶予人員の比率である。

2-2-7図は、平成10年以降の通常第一審における殺人で執行猶予付懲役刑の言渡しを受けた者について、保護観察の有無別の人員と保護観察率（執行猶予言渡人員に占める保護観察付執行猶予言渡人員の比率）を見たものである。

保護観察率は、年による変動も大きいですが、平成10年から19年まではほとんどの年で20%～25%前後で推移したが、その後やや上昇傾向がうかがわれ、23年は33.7%であった。

2-2-7図 殺人 執行猶予言渡人員(単純・保護観察付別)・保護観察率の推移



- 注 1 司法統計年報による。
 2 「保護観察率」は、執行猶予言渡人員に占める保護観察付執行猶予言渡人員の比率である。
 3 「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。

第3節 殺人事犯者の矯正の動向

本節においては、殺人事犯者の矯正の動向について概観する。

1 入所受刑者の人員（初入・再入別）・再入者率

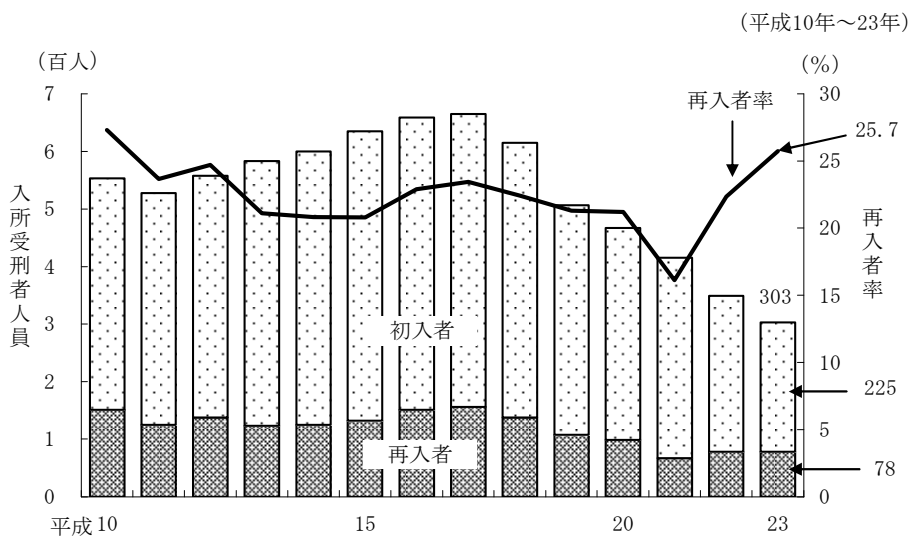
2-3-1図は、平成10年以降の殺人による入所受刑者について、初入者（受刑のため刑事施設へ入所するのが初めての者）、再入者（受刑のため刑事施設へ入所するのが2度以上の者）別の人員と再入者率（入所受刑者人員に占める再入者の人員の比率）の推移を見たものである。

殺人による入所受刑者の人員は、平成12年以降増加を続け、17年に665人とピークとなったが、18年以降は減少を続け、23年は303人（前年比13.2%減）であった。これは、同年の入所受刑者全体（2万5,499人）の1.2%に相当する（矯正統計年報による。）。

殺人における再入者率は、平成13年以降、20%前後で横ばいのまま推移していたところ、21年に16.1%と低下したが、その後は2年連続で上昇し、23年は25.7%であった。ただし、入所受刑者全体の再入者率（23年は57.4%、平成24年版犯罪白書4-6-3-1図参照）と比べると、殺人における再入者率は著しく低い。

なお、殺人による女性の入所受刑者は、平成10年以降で一番多い年（17年及び18年）でも94人と二桁台にとどまっており、その後は減少傾向にあり、23年は44人（前年比21.4%減）であった。23年における殺人の女子比（殺人による入所受刑者人員に占める女子の比率）は14.5%（初入者では19.1%、再入者では1.3%）であり、入所受刑者全体の女子比（8.7%）と比べかなり高い（矯正統計年報による。）。

2-3-1図 殺人 入所受刑者人員（初入・再入別）・再入者率の推移



注 1 矯正統計年報による。

注 2 「再入者率」は、入所受刑者人員に占める再入者人員の比率である。

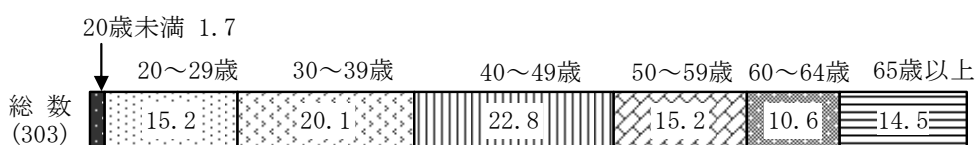
2 入所受刑者の年齢層

2-3-2図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、年齢層別構成比を見たものである。

殺人において、最も構成比の高い年齢層は40歳代であり、次いで30歳代であった（入所受刑者全体では、30歳代、次いで、40歳代の順である。）。殺人の65歳以上の構成比は14.5%であり、入所受刑者全体（8.0%）と比べてかなり高い。また、29歳以下の構成比は16.8%であり、入所受刑者全体（15.6%）とほぼ同様である（矯正統計年報による。）。

2-3-2図 殺人 入所受刑者の年齢層別構成比

(平成23年)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 入所時の年齢による。ただし、不定期刑の受刑者については、判決時の年齢による。
 3 () 内は、実人員である。

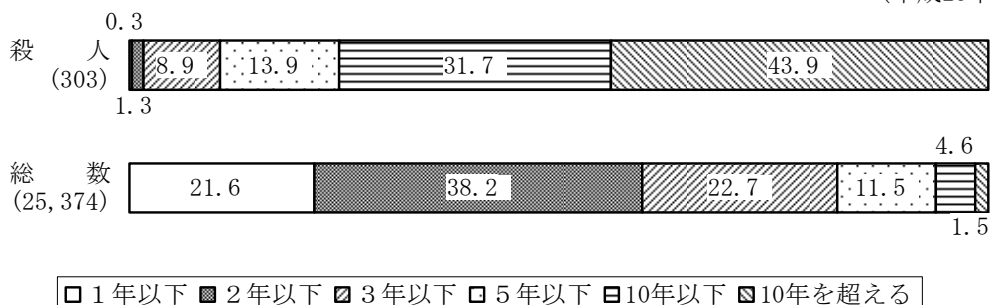
3 入所受刑者の刑期

2-3-3図は、平成23年における入所受刑者（懲役）について、刑期別構成比を見たものである。

殺人において、最も構成比の高い刑期区分は、「10年を超える」で4割を超えており、次いで、「5年を超え10年以下」、「3年を超え5年以下」の順であった。また、2年以下の刑期の構成比は1.7%と極めて低い。なお、入所受刑者全体（懲役）では、「1年を超え2年以下」、「2年を超え3年以下」、「1年以下」の順に構成比が高く、殺人とは全く異なる傾向を示している。

2-3-3図 入所受刑者（懲役）の刑期別構成比

(平成23年)



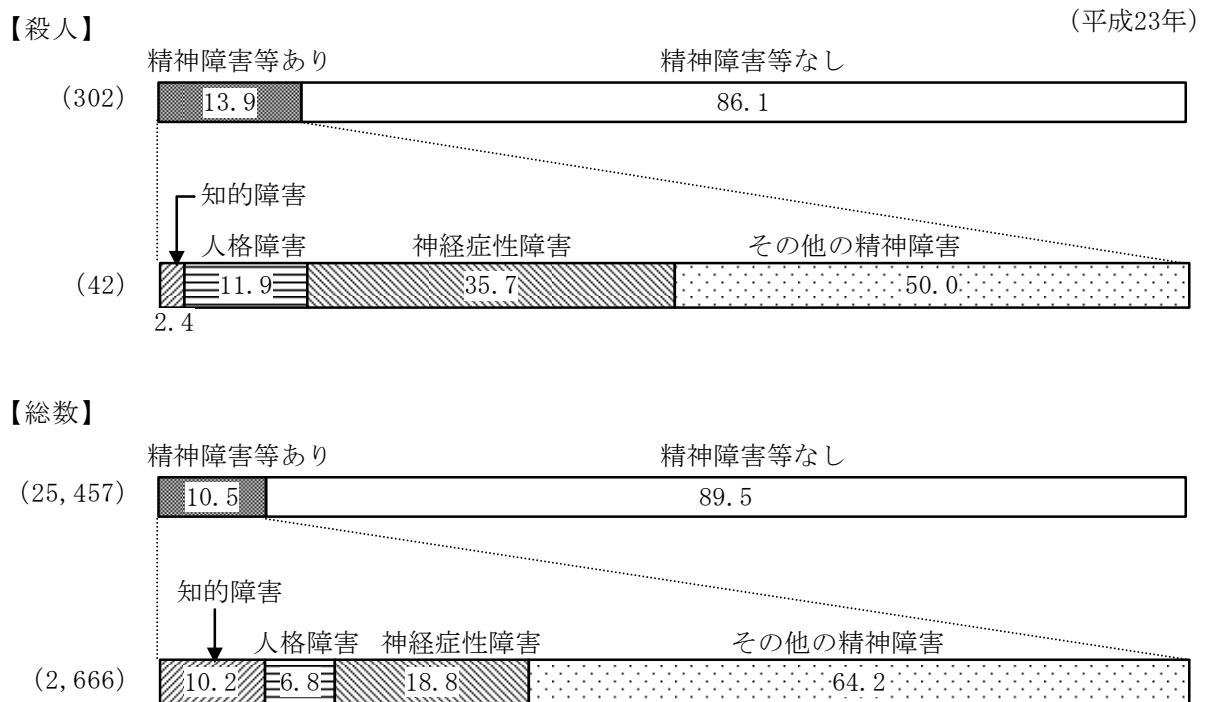
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「10年を超える」は、無期を含む。
 3 () 内は、実人員である。

4 入所受刑者の精神状況

2-3-4図は、平成23年における入所受刑者について、精神状況別構成比を見たものである。

殺人においては、刑事施設において精神障害等^(注3)を有すると診断された者の割合は13.9%であり、その精神障害等の内容の内訳を見ると、その他の精神障害が半数を占め、次いで、神経症性障害^(注4)が3分の1強を占めている。なお、入所受刑者全体と比較すると、殺人では、精神障害等を有する者の割合が入所受刑者全体(10.5%)と比べて若干高く、中でも神経症性障害及び人格障害の割合が高くなっている一方、知的障害の割合はかなり低い。

2-3-4図 入所受刑者の精神状況別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

注3 「精神障害等」は、知的障害、神経症性障害、その他の精神障害（統合失調症、精神作用物質による精神及び行動の障害等をいう。）及び人格障害をいう。

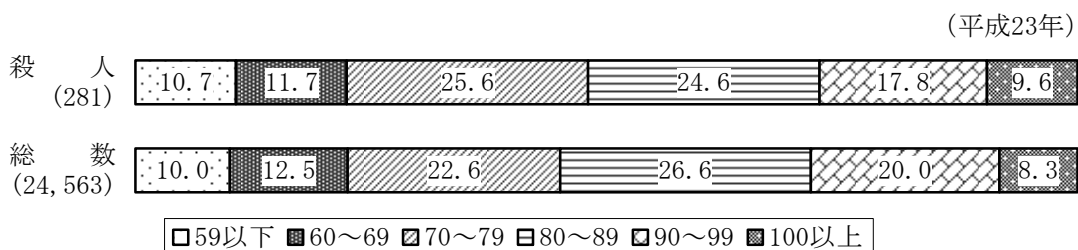
注4 「神経症性障害」は、ICD(International Classification of Diseases)-9においては、「明らかな気質的基盤を持たない精神障害であり、主な症状には、過度の不安、ヒステリー症状、強迫神経症及び抑うつ状態が含まれる。」とされている。

5 入所受刑者の知能指数

2-3-5図は、平成23年における入所受刑者について、知能指数^(注5)別構成比を見たものである。

殺人においては、知能指数が70以下の者が22.4%であり、100以上の者は9.6%であった。なお、入所受刑者全体もほぼ同様の傾向であった。

2-3-5図 入所受刑者の知能指数別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 知能指数は、IQ相当値（CAPASによる測定値）による。
 3 ()内は、実人員である。
 4 検査不能及び検査未実施の者を除く。

6 入所受刑者の暴力団関係

2-3-6図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、暴力団関係別構成比を見たものである。

殺人においては、暴力団に関係のある者は11.6%であり、幹部が6.6%であった。なお、入所受刑者全体もほぼ同様の傾向であるが、幹部が2.9%、組員が5.4%であり、殺人はこれと比べ幹部の割合が若干高い（矯正統計年報による。）。

2-3-6図 殺人 入所受刑者の暴力団関係別構成比



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 ()内は、実人員である。

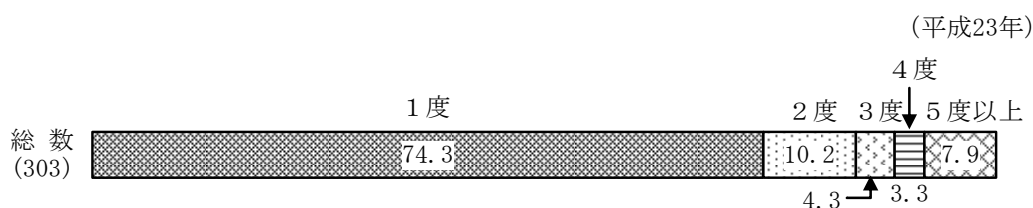
注5 知能指数は、IQ相当値（CAPASによる測定値）による。

7 入所受刑者の入所度数

2-3-7図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、入所度数別構成比を見たものである。

殺人においては、入所度数が1度の者が全体の約4分の3を占め、初入者が大半である。次いで、2度の者、5度以上の者の順であった。なお、入所受刑者全体では、入所度数が2度以上の者が6割近くを占め、5度以上の者が2割に達しているなど、殺人とは大きく傾向が異なっている（平成24年版犯罪白書4-6-3-2図参照）。

2-3-7図 殺人 入所受刑者の入所度数別構成比



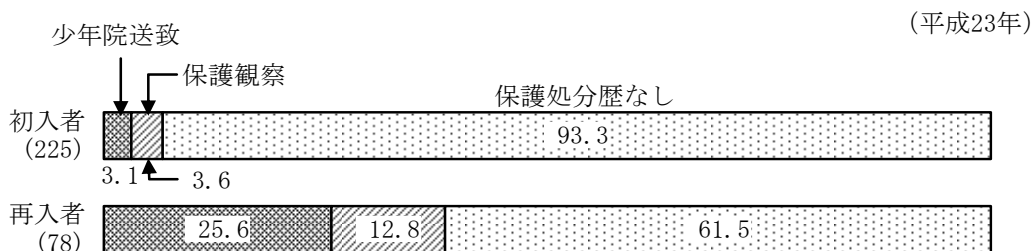
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 () 内は、実人員である。

8 入所受刑者の保護処分歴（初入・再入別）

2-3-8図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、保護処分歴別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では保護処分歴のある者は1割に満たないが、再入者では、少年院送致が25.6%、保護観察が12.8%と初入者よりはるかに高い割合となっている。なお、入所受刑者全体においては、初入者では少年院送致が8.0%、保護観察等（保護観察又は児童自立支援施設・児童養護施設送致）が6.0%、再入者では少年院送致が21.1%、保護観察等が10.5%であり（平成24年版犯罪白書4-6-3-3図参照）、再入者では殺人による者が入所受刑者全体よりも保護処分歴のある比率が上回っている。

2-3-8図 殺人 入所受刑者の保護処分歴別構成比（初入・再入別）



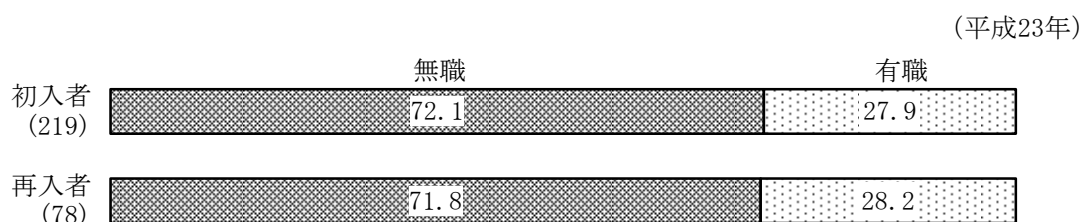
- 注 1 矯正統計年報及び法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 複数の保護処分歴を有する場合は、少年院送致、保護観察の順に先に該当するものに計上している。なお、児童自立支援施設・児童養護施設送致歴を有する者はいなかった。
 3 () 内は、実人員である。

9 入所受刑者の就労状況（初入・再入別）

2-3-9図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、犯行時の就労状況別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、無職の構成比は初入者、再入者共に7割を超えており、初入者と再入者とあまり差は見られない。なお、入所受刑者全体では、無職の構成比（学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。）は初入者が64.5%、再入者が74.1%と初入者、再入者間で10pt近くの開きがある（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-9図 殺人 入所受刑者の就労状況別構成比（初入・再入別）



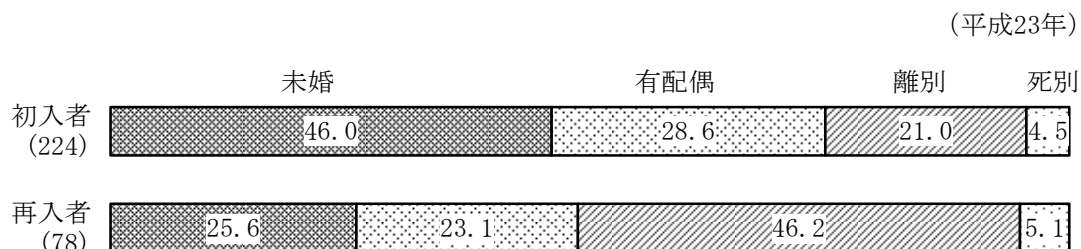
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 犯行時の就労状況による。
 3 学生・生徒を除く。なお、家事従事者及び就労状況が不詳の者はいなかった。
 4 ()内は、実人員である。

10 入所受刑者の配偶関係

2-3-10図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、配偶関係別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では未婚が、再入者では離別がそれぞれ半数近くを占めており（入所受刑者全体ではそれぞれ4割前後）、配偶者のいる者の比率は初入者で3割を下回る程度、再入者で2割を超える程度である（入所受刑者全体では2割強）（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-10図 殺人 入所受刑者の配偶関係別構成比（初入・再入別）



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 配偶関係が不詳の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。

11 入所受刑者の教育程度

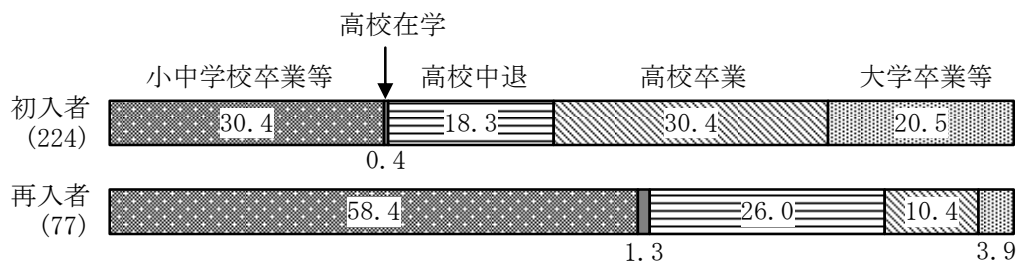
2-3-11図は、平成23年における殺人による入所受刑者について、教育程度別構成比を初入者と再入者の別に見たものである。

殺人においては、初入者では小中学校卒業等及び高校卒業が共に約3割を占めているが、再入者では小中学校卒業等が6割弱と半数以上を占めている。

なお、入所受刑者全体と比較すると、殺人においては、初入者では大学卒業等(20.5%)、再入者では小中学校卒業等(58.4%)の割合が入所受刑者全体(それぞれ11.7%、51.3%)と比べて高く、一方、再入者の高校卒業は10.4%と入所受刑者全体(19.8%)と比べて低い(法務省大臣官房司法法制部の資料による。)

2-3-11図 殺人 入所受刑者の教育程度別構成比(初入・再入別)

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 教育程度が不詳の者を除く。
 3 「小中学校卒業等」は、小学校中退及び中学校中退を含み、「大学卒業等」は、大学在学及び大学中退を含む。
 4 ()内は、実人員である。

12 再入受刑者の前刑罪名

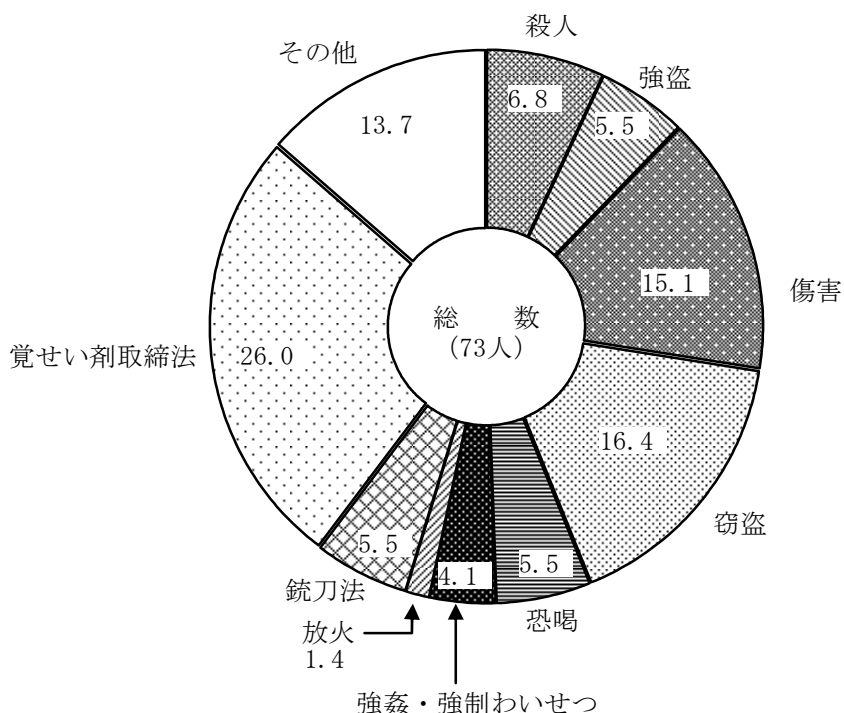
2-3-12図は、平成23年における殺人による入所受刑者のうち再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、前回事業した罪名別の構成比を見たものである。

殺人において、前刑罪名で最も構成比が高いのは覚せい剤取締法違反で約4分の1を占めており、次いで窃盗（16.1%）、傷害（15.1%）の順となっている。前刑罪名も殺人である者は6.8%である。ただし、殺人と傷害を併せて「殺傷犯」として見ると21.9%となり、また、窃盗と恐喝を併せて「財産犯」として見ると21.9%となる。このように、殺人では、前回は殺傷犯で服役していた者が2割を超えているが、前回覚せい剤取締法違反や財産犯で服役していた者が殺人を犯す場合も同等程度ある。

なお、入所受刑者全体では、前刑罪名で構成比が高いのは窃盗（37.7%）、覚せい剤取締法違反（28.1%）であり、殺人は0.5%、傷害は5.8%であった（矯正統計年報による。）。

2-3-12図 殺人 再入受刑者の前刑罪名別構成比

（平成23年）



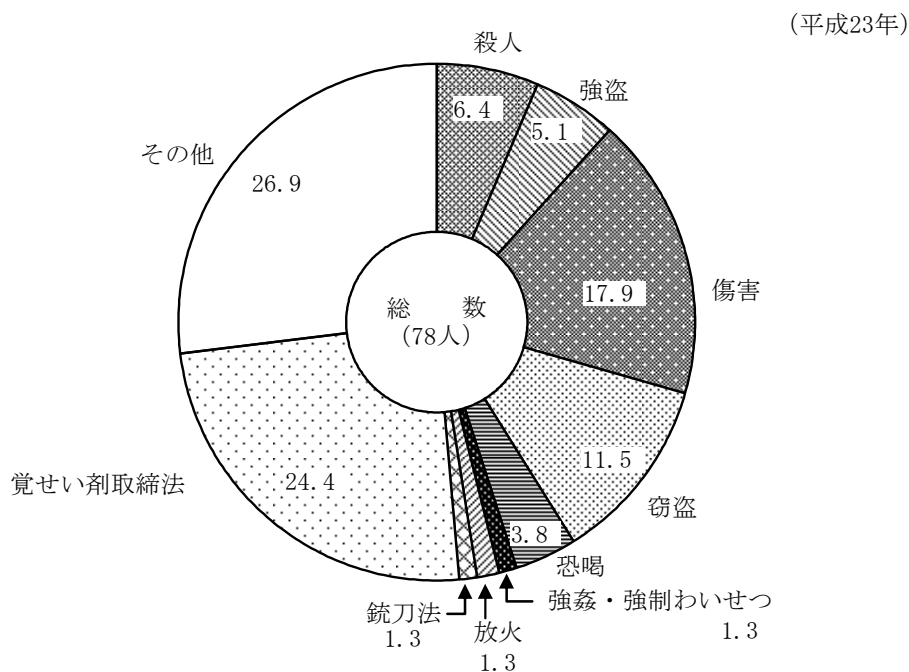
- 注 1 矯正統計年報による。
 2 前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。

13 前刑が殺人の再入受刑者の再入刑の罪名

2-3-13図は、平成23年における入所受刑者のうち、再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、前回殺人で服役していた者の再入刑の罪名を見たものである。

再入刑の罪名のうち、最も構成比が高いのは覚せい剤取締法違反であり約4分の1を占めており、次いで傷害（17.9%）、窃盗（11.5%）の順となっている。再入刑の罪名も殺人である者は6.4%である。ただし、殺人と傷害を併せて「殺傷犯」として見ると24.4%となる。このように、前回殺人で服役していた者で今回殺傷犯を犯して再入所した者が入所受刑者の4分の1近くに上っているが、覚せい剤取締法違反を犯した者もこれと同程度いる。

2-3-13図 前刑殺人 再入受刑者の再入刑罪名別構成比



注 1 矯正統計年報による。
2 前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。

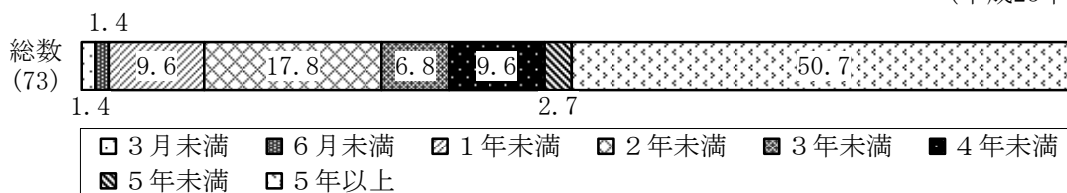
14 再入受刑者の再犯期間

2-3-14図は、平成23年における殺人による入所受刑者のうち再入者（前刑出所前の犯罪により再入所した者を除く。）について、再犯期間別構成比を見たものである。

殺人による再入者においては、再犯期間が「5年以上」の者が約5割を占めており、次いで「1年以上2年未満」となっている。1年未満の者は、12.3%である。なお、入所受刑者全体では、再犯期間が2年未満の者が約6割を占めている一方、「5年以上」は13.4%にすぎず、殺人とは大きく異なる傾向を示している（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-14図 殺人 再入受刑者の再犯期間別構成比

(平成23年)



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所前の犯罪による再入者を除く。
 3 「再犯期間」は、前刑出所日から、再入に係る罪を犯した日までの期間である。
 4 ()内は、実人員である。

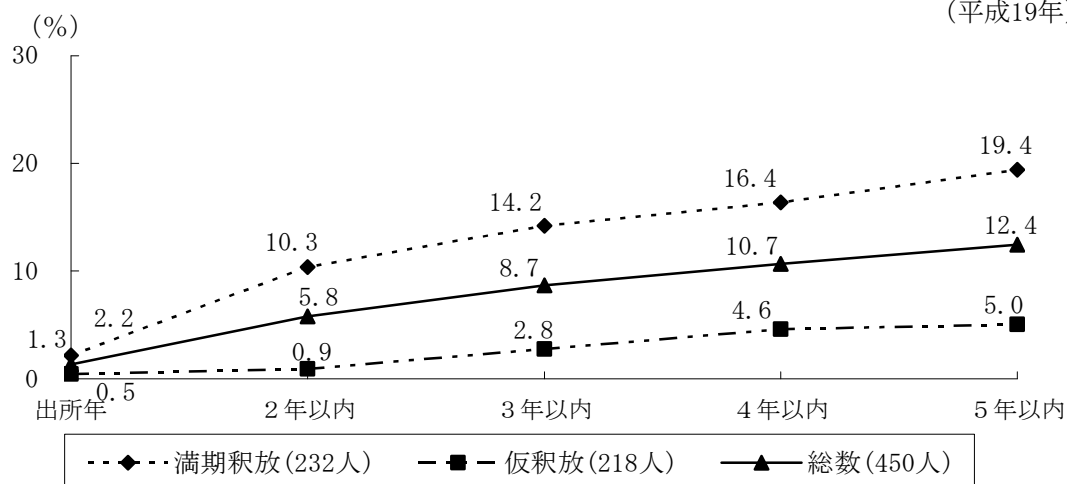
15 出所受刑者の出所事由別累積再入率

2-3-15図は、平成19年の殺人の出所受刑者について、出所年を含む5年の間、各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率（累積再入率）を出所事由別（満期釈放・仮釈放の別）に見たものである。

殺人においては、5年以内の累積再入率は12.4%であるが、出所事由別に見ると、満期釈放者が19.4%である一方、仮釈放者は僅か5.0%であり、約15ptの開きがあった。なお、入所受刑者全体の5年以内の累積再入率は40.3%（満期釈放者が51.6%、仮釈放者が29.3%）であり、殺人はこれらと比べて累積再入率が著しく低い（平成24年版犯罪白書4-6-3-4図参照）。

2-3-15図 殺人 出所受刑者の出所事由別累積再入率

(平成19年)



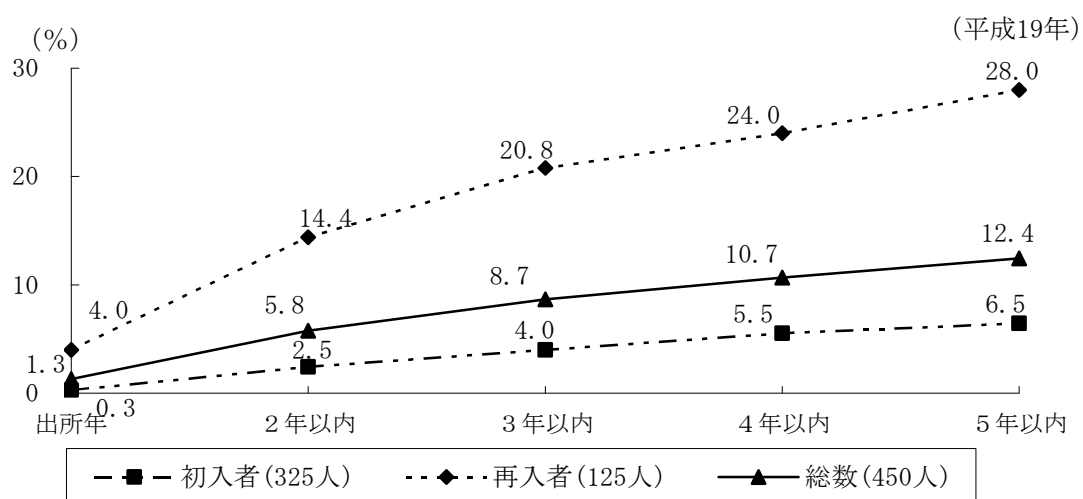
- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 前刑出所後の犯罪により再入所した者で、かつ、前刑出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「累積再入率」は、平成19年の出所受刑者の人員に占める同年から23年までの各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率をいう。

16 出所受刑者の初入・再入別累積再入率

2-3-16図は、平成19年の殺人の出所受刑者について、出所年を含む5年の間、各年の年末までに再入所した者の累積人員の比率（累積再入率）を初入・再入別に見たものである。

殺人においては、5年以内の累積再入率は初入者が6.5%にすぎないのに対し、再入者では28.0%であり、両者に21.5ptの開きがあった。なお、入所受刑者全体の5年以内の累積再入率は、初入者が24.4%、再入者が55.0%であり、殺人はこれらと比べて累積再入率が著しく低い（法務省大臣官房司法法制部の資料による。）。

2-3-16図 殺人 出所受刑者の初入・再入別累積再入率



注 2-3-15図の脚注に同じ。

第4節 殺人事犯者の更生保護の動向

本節においては、殺人事犯者の更生保護の動向について概観する。

1 仮釈放

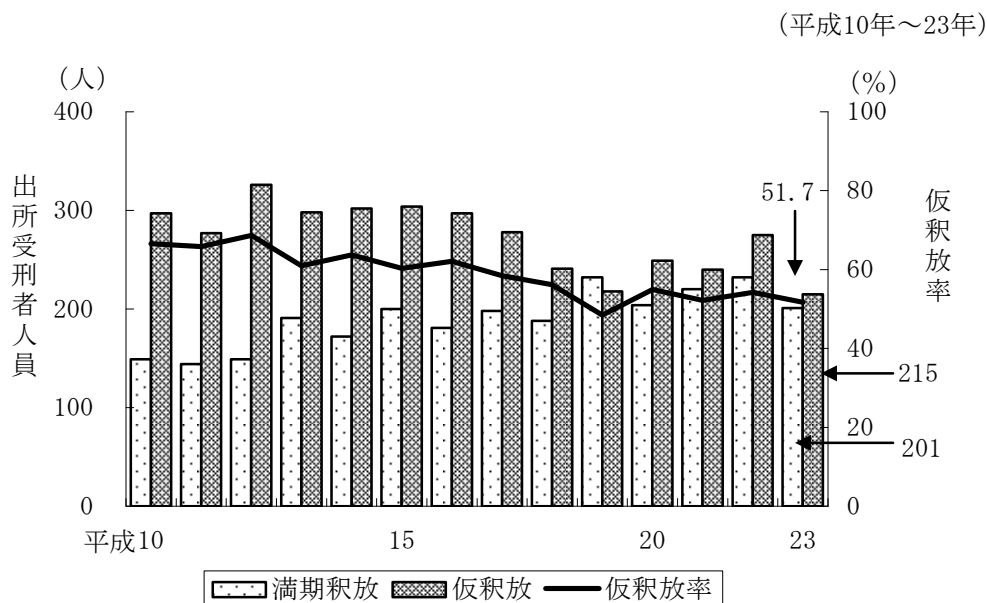
仮釈放の目的は、「改悛の状」があり、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付することにより、再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することにある。

仮釈放は、懲役又は禁錮に係る受刑者について、有期刑については刑期の3分の1、無期刑については10年の法定期間を経過した後、高等裁判所の管轄区域ごとに置かれている地方更生保護委員会（3人以上の政令で定める人数（15人）以内の委員で組織する合議制の機関）の合議体が刑事施設の長からの申出等に基づき、審理を開始し、地方更生保護委員会の委員が受刑者と直接面接するほか、必要に応じて、被害者やその遺族、検察官等にも意見を聞くなどした上で、改悛の状があると認めた場合、決定により許すことができるものとされている（ただし、少年のときに刑の言渡しを受けた者の法定期間については、少年法による特例がある。）。地方更生保護委員会の合議体により、法務省令に定める「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認めるときにするものとする。ただし、社会の感情がこれを是認すると認められないときは、この限りでない。」との仮釈放許可基準の該当性が判断される。なお、仮釈放の許可決定に併せて、地方更生保護委員会は、必要に応じて、保護観察中の特別遵守事項^{（注6）}を定めている。

2-4-1 図は、殺人事犯者について、出所受刑者（仮釈放又は満期釈放により刑事施設を出所した者に限る。）の人員及び仮釈放率（出所受刑者人員総数に占める仮釈放者の割合をいう。）の推移（平成10年以降）を見たものである。殺人事犯者の出所受刑者人員は、平成10年以降、おおむね400人から500人程度の間で推移している。殺人事犯者の仮釈放率は平成17年からおおむね減少傾向にあり、19年には48.4%まで低下したが、近年は50%から55%の間で推移しており、23年は51.7%であった。

^{注6} 遵守事項には、全ての保護観察対象者が守るべきものとして更生保護法で規定されている一般遵守事項と、個々の保護観察対象者ごとに定められる特別遵守事項がある。

2-4-1 図 殺人 出所受刑者人員・仮釈放率の推移



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 出所事由が満期釈放又は仮釈放の者を計上している。
 3 「仮釈放率」は、出所受刑者人員に占める仮釈放人員の比率である。

2 保護観察

保護観察は、その対象者に社会生活を営ませつつ、再犯・再非行を防ぎ、その改善更生を図ることを目的として、地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている保護観察所の保護観察官と法務大臣から委嘱を受けた民間篤志家である保護司との協働態勢により実施されている。具体的には、面接等の方法により対象者の行状を把握し、遵守事項等を守るよう必要な指示をするなどの指導監督を行い、また、自立した生活ができるように住居の確保や就職の援助などの補導援護を行うことにより実施される。

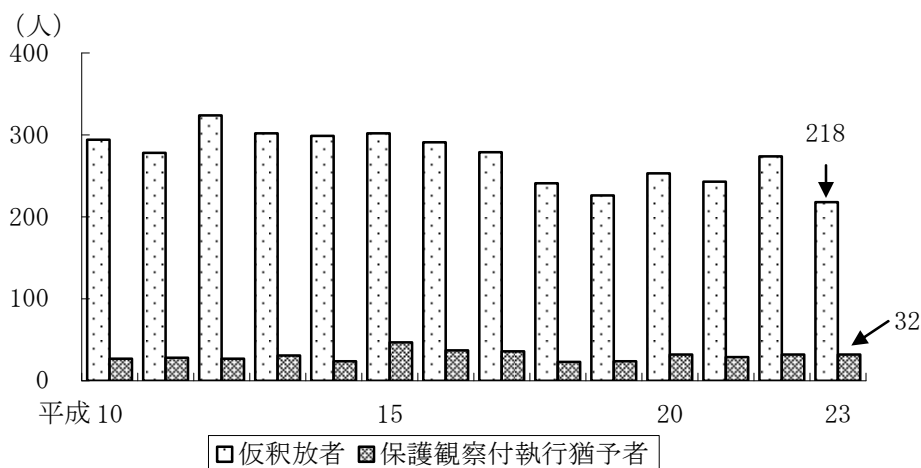
無期刑又は長期刑の仮釈放者は、段階的に社会復帰させることが適当な場合があるため、本人の意向も踏まえ、必要に応じ、仮釈放後1か月間、更生保護施設で生活させて指導員による生活指導等を受けさせる中間処遇を行うことがある。また、仮釈放者のうち、暴力的犯罪を繰り返す者については、その傾向を改善するために、認知行動療法（自己の思考（認知）のゆがみを認識させて行動パターンの変容を促す心理療法）を理論的基盤とする体系化された暴力防止プログラムの受講が特別遵守事項として定められることもある（平成23年において、同プログラムの受講者は仮釈放者152人、保護観察付執行猶予者107人である。法務省保護局の資料による。）。

(1) 保護観察開始人員の推移

2-4-2図は、殺人について、仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の保護観察開始人員の推移（平成10年以降）を見たものである。仮釈放者の保護観察開始人員は、平成10年から16年まではおおむね300人前後で推移した後、16年から19年にかけて減少傾向にあった。20年以降は250人前後で推移していたが、23年は218人となっている。

2-4-2図 殺人 保護観察開始人員の推移

(平成10年～23年)



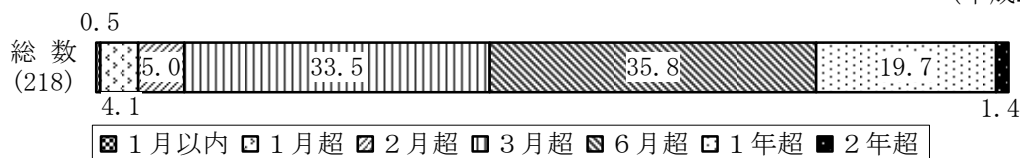
注 保護統計年報による。

(2) 保護観察期間

2-4-3図は、殺人の仮釈放者について、平成23年における保護観察開始人員の保護観察期間別構成比を見たものである。仮釈放者は、仮釈放の日から刑期が満了する日までの間、保護観察を受けることとなるが、その期間が1年を超える者の割合は2割を超えている。23年における保護観察開始人員総数のうち保護観察期間が1年を超える者の割合が2.4%（平成24年版犯罪白書2-5-2-3図参照）であることと比較すると、殺人事犯者の保護観察期間は比較的長い者が多いことが分かる。

2-4-3図 殺人 仮釈放者の保護観察期間別構成比

(平成23年)



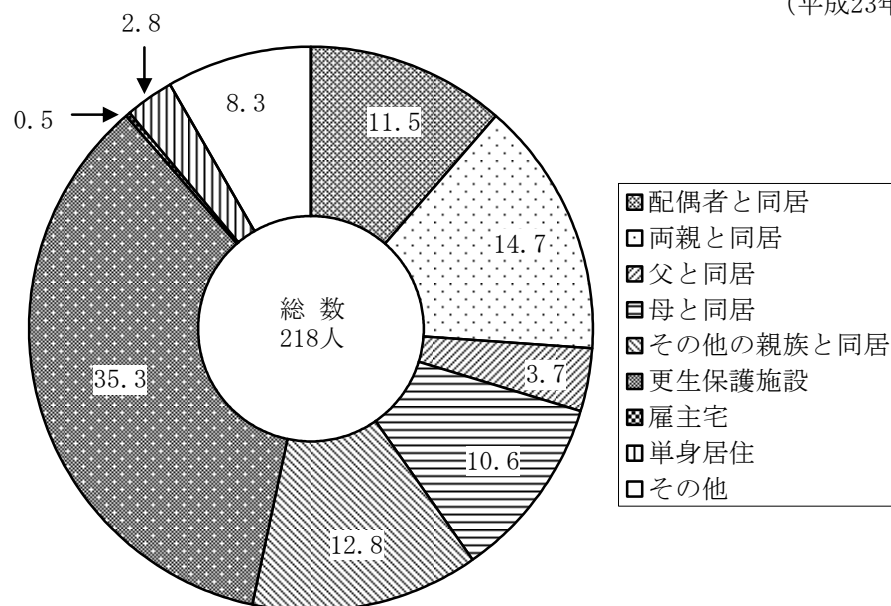
注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 ()内は、実人員である。

(3) 居住状況

2-4-4図は、平成23年における殺人の仮釈放者について、保護観察開始時の居住状況別の構成比を見たものである。更生保護施設に居住する者の割合が最も高く、35.3%に上っている。仮釈放者全体における保護観察開始時の居住状況と比べると、更生保護施設に居住する者の割合が高い（23年の仮釈放者総数における更生保護施設に居住する者の割合は25.3%、平成24年版犯罪白書2-5-2-4図参照）。前述のとおり、無期刑又は長期刑の仮釈放者には、更生保護施設において中間処遇を実施することがあるが（23年においては95人に対して実施。法務省保護局の資料による。）、殺人事犯者は一般的に長期刑の者が多く、中間処遇を受けるために更生保護施設に帰住している者が一定程度で存在することによるものと考えられる。

2-4-4図 殺人 仮釈放者の保護観察開始時の居住状況別構成比

(平成23年)

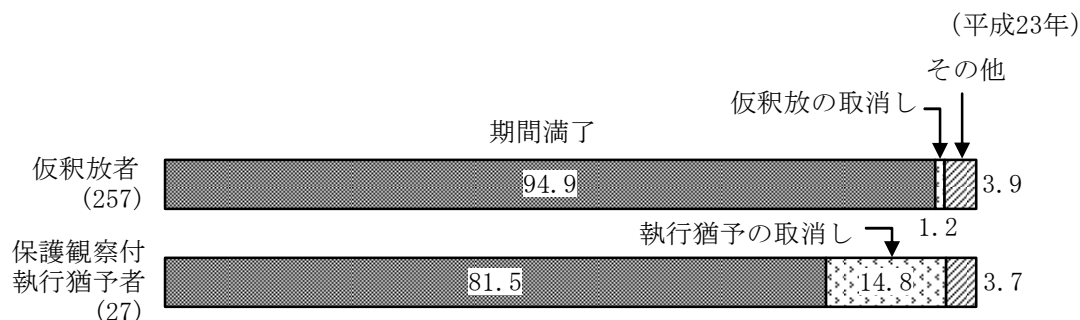


- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「その他」は、保護観察開始時の居住状況が不詳の者を含む。

(4) 保護観察の終了

2-4-5図は、殺人の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者について、平成23年における保護観察終了者の終了事由別構成比を見たものである。仮釈放者については、94.9%が期間満了により保護観察を終了している一方、遵守事項違反等により保護観察を取り消されて保護観察が終了となった者の割合は、1.2%（3人）となっている。23年における仮釈放者の保護観察終了者総数のうち仮釈放の取消しにより保護観察を終了した者の割合（4.2%、平成24年版犯罪白書2-5-2-6図参照）と比較すると、殺人による者の方が仮釈放の取消率は低い。

2-4-5 図 殺人 保護観察終了者の終了事由別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 仮釈放者の「その他」は、執行免除（恩赦）を含む。
 3 () 内は、実人員である。

(5) 再処分等の状況

2-4-6表は、平成19年から23年までの間に保護観察が終了した仮釈放者（累計）について、保護観察期間中に再犯により刑事処分等（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者が占める比率（再処分率）、遵守事項違反又は再犯により仮釈放・保護観察付執行猶予が取り消された者の占める比率（取消率）及びいずれかに該当する者（双方に該当する者は、1人として計上される。）の占める比率（取消・再処分率）を見たものである。

殺人による仮釈放者の取消率及び取消・再処分率は、粗暴犯及び仮釈放者全体と比較して低い。なお、殺人の保護観察終了者1,305人のうち、再度殺人により処分を受けた者は1人であったが、仮釈放者は、再犯に及んだ場合、刑事裁判を受けることとなる場合が多いところ、仮釈放期間が短いために、その期間中に刑事裁判が確定するに至らないことが多いことにも留意する必要がある。

2-4-6表 仮釈放者の再処分率・取消率・取消再処分率（罪種別）

(平成19年～23年の累計)

| 罪種 | 保護観察終了人員 | 再処分人員 | 再処分率 | 処 分 内 容 | | | | | | | | | 取消人員 | 取消率 | 取消・再処分人員 | 取消・再処分率 | |
|-----|----------|-------|------|---------|-------|--------|-----|-----|-----|-----|---|-------|------|-------|----------|---------|-----|
| | | | | 懲役・禁錮 | | | 罰 金 | | 拘 留 | | | 起訴猶予 | | | | | その他 |
| | | | | 実刑 | 観察付猶予 | 単純執行猶予 | 一般 | 交通 | 科料 | | | | | | | | |
| 総数 | 76,928 | 476 | 0.6 | 0.3 | - | - | 0.0 | 0.1 | 0.0 | 0.1 | - | 3,429 | 4.5 | 3,615 | 4.7 | | |
| 殺人 | 1,305 | 7 | 0.5 | 0.2 | - | - | 0.2 | 0.2 | - | 0.1 | - | 28 | 2.1 | 34 | 2.6 | | |
| 粗暴犯 | 4,750 | 31 | 0.7 | 0.2 | - | - | 0.1 | 0.1 | - | 0.2 | - | 139 | 2.9 | 155 | 3.3 | | |

- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
 2 「粗暴犯」は、暴行、傷害、脅迫及び恐喝である。
 3 「再処分人員」は、保護観察期間中に再犯により刑事処分等（起訴猶予の処分を含む。刑事裁判については、その期間中に確定したものに限り。）を受けた者の人員をいい、「再処分率」は、保護観察終了人員に占める再処分人員の比率をいう。「処分内容」の数値は、各処分内容別の再処分率である。
 4 「観察付猶予」は、保護観察付執行猶予であり、「単純執行猶予」は、保護観察の付かない執行猶予である。
 5 「罰金」のうち、「交通」は、自動車運転過失致死傷等、道交違反並びに道路運送法、道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反によるものであり、「一般」は、それ以外の罪によるものである。
 6 「取消率」は、保護観察終了人員に占める遵守事項違反又は再犯により仮釈放又は保護観察付執行猶予を取り消された者の人員の比率をいう。
 7 「取消・再処分率」は、保護観察終了人員に占める保護観察期間中に刑事処分等を受け、又は仮釈放等を取り消された者の人員（双方に該当する場合は1人として計上される。）の比率をいう。